

議 会 運 営 委 員 会

令和8年7月3日（金）

全員協議会終了後

開議 時 分

閉議 時 分

第4委員会室

出席者

〔委 員〕岡本委員長、小川副委員長、

今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、西田清久委員

〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長

〔委員外議員〕遠藤議員、森谷議員

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、森山総務管理係長

〔事務局〕下間局長、濱見次長、山崎書記

議 題

1 令和8年9月浜田市議会定例会議の会議予定について

資料1

2 令和8年6月定例会議の問題点や課題等について

資料2

3 浜田市議会基本条例の運用等について

資料3

4 その他

令和8年9月定例会議日程(案)

※会場は変更になる場合あり

		期間	日程案	会場	開始時間等
8月	3日	(月)	総務委員会	全員協議会室	10時～
	4日	(火)	文教厚生委員会	全員協議会室	10時～
	5日	(水)	産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	6日	(木)			
	7日	(金)			
	8日	(土)			
	9日	(日)			
	10日	(月)			
	11日	(火)			
	12日	(水)			
	13日	(木)			
	14日	(金)	請願・陳情・意見書・決議書締切		【締切】14時
	15日	(土)			
	16日	(日)			
	17日	(月)			
	18日	(火)			
	19日	(水)	一般質問通告書メール、FAX受付締切		【締切】14時
	20日	(木)	一般質問通告締切		【締切】14時
	21日	(金)	全員協議会	全員協議会室	10時～
	22日	(土)			
	23日	(日)			
	24日	(月)			
	25日	(火)	議会運営委員会 議会広報広聴委員会	全員協議会室 第4委員会室	10時～ 13時30分～
	26日	(水)	一般質問説明用補助資料提出締切		【締切】14時
	27日	(木)			
	28日	(金)			
	29日	(土)			
	30日	(日)			
	31日	(月)			
9月	1日	(火)	1 開会 提案説明 全員協議会 総務委員会 文教厚生委員会 産業建設委員会	議場 全員協議会室 第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後
	2日	(水)	2 一般質問	議場	10時～
	3日	(木)	3 一般質問	議場	10時～
	4日	(金)	4 一般質問 議案質疑通告締切	議場	10時～ 【締切】14時
	5日	(土)	5		
	6日	(日)	6		
	7日	(月)	7 一般質問	議場	10時～
	8日	(火)	8 議案質疑 予算決算委員会（閲覧資料要求決定）	議場 全員協議会室	10時～ 本会議終了後
	9日	(水)	9 総務委員会	全員協議会室	10時～
	10日	(木)	10 文教厚生委員会	全員協議会室	10時～
	11日	(金)	11 産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	12日	(土)	12		
	13日	(日)	13		
	14日	(月)	14 予算決算委員会（9月補正審査）	全員協議会室	10時～
	15日	(火)	15 休会		
	16日	(水)	16 休会		
	17日	(木)	17 予算決算委員会（総務決算審査）	全員協議会室	10時～
	18日	(金)	18 予算決算委員会（文教厚生決算審査）	全員協議会室	10時～
	19日	(土)	19		
	20日	(日)	20		
	21日	(月)	21		
	22日	(火)	22		
	23日	(水)	23		
	24日	(木)	24 予算決算委員会（産業建設決算審査）	全員協議会室	10時～
	25日	(金)	25 予算決算委員会（予備）	全員協議会室	10時～
	26日	(土)	26		
	27日	(日)	27		
	28日	(月)	28 休会 討論通告期限		【締切】14時
	29日	(火)	29 予算決算委員会（附帯意見協議） 全員協議会（議会評価意見書協議） 対抗討論通告期限	全員協議会室 全員協議会室	10時～ 予算決算委員会終了後 【締切】14時
	30日	(水)	30 採決 全員協議会 議会運営委員会	議場 全員協議会室 第4委員会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後

◆令和 8 年 6 月定例会議での問題点や課題等について

1. 一般質問について

2. 議案質疑について

3. 委員会審査について

4. 請願・陳情について

5. その他

【参考】3 月定例会議での問題点や課題等の検討を受けての

◆令和 8 年 6 月定例会議に向けての決定事項等（まとめ）

1. 一般質問

- ①質問時間 議員の持ち時間は 30 分、答弁時間と合わせて 60 分とし、議長判断で最長 70 分まで認める。（申し合わせ事項に明記）
- ②再質問 答弁に対しての質問のみとし、新たな事項を質問しないことを徹底する。質問が関連しているかどうかの判断は議長にゆだねる。
- ③遵守すべき事項 （従来どおり変更なし：議場マナー、数字を確認するだけの質問、説明用補助資料使用ルール、質問時間等申し合わせ事項の徹底）⇒改めて事務局から資料作成

2. 議案質疑

- ①所管委員会委員の質疑 付託される予定の委員会の委員は、市長等の考えや方針を質す場合のみ質疑を行い、詳細な質疑は委員会で行う。（従来どおり変更なし）
- ②事前通告 議長が通告書を確認し、所管委員会委員からの通告の場合はその内容が市長との考えや方針を質すものかを判断する。そうでない場合には議員に直接委員会で質疑を行うよう伝える。
また、通告書には質問したいことを質疑事項（要旨）として明記する。（申し合わせ事項に明記）
- ③質疑回数 質疑事項（要旨）ごとに 3 回までとする。（申し合わせ事項に明記）
- ④再質問 答弁に対しての質疑のみとし、新たな事項は初めから通告書の質疑事項（要旨）に入れておく。（申し合わせ事項に明記）

3. 委員会審査

- ①質疑時間 予算決算委員会の質疑時間は一質疑につき 1 分とする。
（申し合わせ事項に明記）
時間の数え方は、モニターに映すことなどを検討。
- ②質問回数 制限しない。（従来どおり変更なし）

4. 請願・陳情

- ①採択した請願等への対応 （特別委員会で検討中）
- ②遵守すべき事項（従来どおり変更なし：請願・陳情等取扱要綱、委員会条例）

5. その他（全体的な事項を含む）

- ①政治倫理基準 遵守について、各議員が注意する。
- ②通告書等の各種締切時間の変更 6月定例会議から変更する。
（申し合わせ事項に明記）

議会基本条例の運用について（検討結果）

資料3

条項	見出し	条文	逐条解説	今後の対応
第10条	採択した請願及び陳情への対応	第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。	議会として採択した請願・陳情のうち、市長等において措置することが適当と判断したものについて、市長等にその趣旨の実現を求め、対応状況や結果などを報告するよう求めることとしています。	議員定数等議会活性化特別委員会で検討中
第11条	自由討議による合意形成等	第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。 2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情(以下「議案等」という。)を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。	議会は議員間の討論の場であるとの原則により、議員間における自由闊達な議論を重視することから、執行部の出席者については、質疑等における答弁を行う必要最小限とすることとしています。 2 議案等の審査においては、議員同士における議論（議員相互間の自由討議）を積極的に行い、合意形成に努め、議会としてのより良い案を導き出すことを定めています。	【6月試行実施】 ・一般質問に関する自由討議を最終日の全員協議会で行う。 ①一般質問終了後、一般質問で出た内容について議会として深掘りしたいテーマを事前に募集し、出たものを全議員に周知する。 ②①で事前に出たテーマについて、最終日の全員協議会で自由討議を行うかどうか諮る。
第12条	政策討論会	第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。	市政に関する重要な政策等については、議会としての共通認識の醸成と合意形成を得るため、政策討論会を開催することとしています。重要施策や課題、政策討論会の運営については、議会運営委員会で協議・決定するものとします。	・定例化はしないが、必要に応じて積極的に政策討論会を開催する。 ・提言書や政策立案書等の完成前に開催するなどして、政策討論会で出た意見を提言書等に反映可能な時期を考慮して開催する。

条項	見出し	条文	逐条解説	今後の対応
第22条	重要案件の意見交換会	第22条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。	重要案件の意見交換会について規定しています。なお、この開催は議会運営委員会で協議・決定します。	規程及び実施要領を改正し、より実効性のある意見交換会が実施できるようにする。 【規程改正】 委員会からの開催要請の場合は、議会運営委員会に諮ることを省略できることとする。 【実施要領改正】 意見交換会の案件に、「各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の所管事項」を加えることにより、実質どのような案件でも積極的に意見交換会を利用できるようにする。
		2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。	2 市政の重要な事項に対し、特に議会自ら市民の皆さんの意見を聞いて施策に反映させる方法の一つとして明文化したものです。重要案件の認識は、議会運営委員会で決定します。この開催は議会運営委員会で協議・決定します。	
第17条	議員の活動原則	第17条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。	議員は議会の構成員として、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならぬという議員の活動原則を定めています。	議員間討議が必要な案件があれば、自由討議（第11条）と同じように、事前に申し出てもらう。その上で、全員協議会において議員間討議を行うか諮る。
		3 議員は、議会が言論の府であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。	3 議会が言論の府、合議体であることから、議員間の自由な討議を中心に活動しなければならないこととしています。	
		4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。	4 議員は、政策討論会等により、議員間の自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならないこととしています。	
第21条	市民と議会との関係	第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。	市民へ議会の動きを積極的に情報公開し、議会としての説明責任を果たすこととしています。市議会ホームページでは、議会の取組や議員・委員会の活動、会議の資料等を積極的に公開しています。	様々な障がいのある方に配慮できるよう、先進的な取組を参考にしながら、今後検討を重ねる。
		2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。	2 本会議や委員会等、全ての会議を原則公開とし、事前に日程や議題、資料等をホームページ等で周知し、議会に関心を持ってもらい、傍聴しやすい環境整備に努めます。また傍聴せずとも会議の内容が市民に伝わるよう会議の録画配信等を行うこととしています。（条例第13条関連）	
		4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。	4 法律の制度を活用し、利害関係人や市民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。 【公聴会制度】・・・審査の際に、利害関係がある人や学識経験者等から意見を聴くことができる制度です 【参考人制度】・・・委員会審査の参考に利害関係のある人、学識経験者等から意見を聴くことができる制度です	公聴会制度、参考人制度については、必要な時に適宜利用していくこととする。 【9月試行実施】 請願者・陳情者にその趣旨を確認する仕組みについて、委員会が必要とした場合に出席を依頼し、委員会で委員が質疑を行うこととする。